## 議第80号

手数料条例の一部を改正する条例の制定について

本市手数料条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

令和4年(202年)9月5日提出

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

記

新潟県柏崎市手数料条例の一部を改正する条例

新潟県柏崎市手数料条例 (平成11年条例第32号) の一部を次のように改正する。

別表第1号財務部関係の表2の項中「300円」の次に「(多機能端末機(コンビニエンスストア等に設置され、市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であって、当該端末機の操作により証明書等を発行する機能を有するものをいう。以下同じ。)による交付にあっては、200円)」を加える。

別表第2号市民生活部関係の表3の項及び18の項中「300円」の次に「(多機能端末機による交付にあっては、200円)」を加える。

別表第5号都市整備部関係長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係の表を次のように改める。

区分	手数料	
1 長期優良住宅の普及の促進	次の表の左欄に掲げる建築物全	体の戸数に応
に関する法律(平成20年法律	じ、それぞれ同表の右欄に掲げる	基準額
第87号。以下「長期優良住宅	建築物全体の戸数	基準額
普及促進法」という。)第5	(1) 戸数の合計が1戸のもの	13, 100円

条第1項から第4項までの規 定による住宅(新築しようと するものに限る。)の認定の 申請に対する審査

(2) 戸数の合計が1戸を超え	24,800円
5戸以内のもの	
(3) 戸数の合計が5戸を超え	37,500円
10戸以内のもの	
(4) 戸数の合計が10戸を超え	59, 100円
25戸以内のもの	
(5) 戸数の合計が25戸を超え	91,700円
50戸以内のもの	
(6) 戸数の合計が50戸を超え	137, 200円
100戸以内のもの	
(7) 戸数の合計が100戸を超え	229, 500円
200戸以内のもの	
(8) 戸数の合計が200戸を超え	289, 300円
300戸以内のもの	
(9) 戸数の合計が300戸を超え	327,800円
るもの	

2 長期優良住宅普及促進法第 5条第1項から第7項までの 規定による住宅(新築をしよ うとするものを除く。)の認 定の申請に対する審査 次の表の左欄に掲げる建築物全体の戸数に応 じ、それぞれ同表の右欄に掲げる基準額

建築物全体の戸数	基準額
(1) 戸数の合計が1戸のもの	18,400円
(2) 戸数の合計が1戸を超え	34,600円
5 戸以内のもの	
(3) 戸数の合計が5戸を超え	53,700円
10戸以内のもの	
(4) 戸数の合計が10戸を超え	86,100円
25戸以内のもの	
(5) 戸数の合計が25戸を超え	134,900円
50戸以内のもの	
(6) 戸数の合計が50戸を超え	203, 200円
100戸以内のもの	

(7) 戸数の合計が100戸を超え	341,700円
200戸以内のもの	
(8) 戸数の合計が200戸を超え	431, 300円
300戸以内のもの	
(9) 戸数の合計が300戸を超え	489,000円
るもの	

3 長期優良住宅普及促進法第 8条第1項の規定による変更 (新築時に同法第5条第1項 から第4項までの規定による 認定を受けた住宅に限る。) の認定の申請に対する審査 次の表の左欄に掲げる建築物全体の戸数に応 じ、それぞれ同表の右欄に掲げる基準額

建築物全体の戸数	基準額
(1) 戸数の合計が1戸のもの	6,500円
(2) 戸数の合計が1戸を超え	12,400円
5 戸以内のもの	
(3) 戸数の合計が5戸を超え	18,700円
10戸以内のもの	
(4) 戸数の合計が10戸を超え	29,500円
25戸以内のもの	
(5) 戸数の合計が25戸を超え	45,800円
50戸以内のもの	
(6) 戸数の合計が50戸を超え	68,600円
100戸以内のもの	
(7) 戸数の合計が100戸を超え	114,700円
200戸以内のもの	
(8) 戸数の合計が200戸を超え	144,600円
300戸以内のもの	
(9) 戸数の合計が300戸を超え	163, 900円
るもの	

4 長期優良住宅普及促進法第 8条第1項の規定による変更 (新築時に同法第5条第1項 から第4項までの規定による 次の表の左欄に掲げる建築物全体の戸数に応 じ、それぞれ同表の右欄に掲げる基準額

建築物全体の戸数	基準額
(1) 戸数の合計が1戸のもの	9,200円

認定を受けた住宅を除く。)	(2) 戸数の合計が1戸を超え	17, 300円
の認定の申請に対する審査	5戸以内のもの	
	(3) 戸数の合計が5戸を超え	26,800円
	10戸以内のもの	
	(4) 戸数の合計が10戸を超え	43,000円
	25戸以内のもの	
	(5) 戸数の合計が25戸を超え	67, 400円
	50戸以内のもの	
	(6) 戸数の合計が50戸を超え	101,600円
	100戸以内のもの	
	(7) 戸数の合計が100戸を超え	170,800円
	200戸以内のもの	
	(8) 戸数の合計が200戸を超え	215,600円
	300戸以内のもの	
	(9) 戸数の合計が300戸を超え	244, 500円
	るもの	
		-1.1
5 長期優良住宅普及促進法第	前4項の規定による手数料に当	
6条第2項の規定による申出	建築物ごとに建築基準法関係第1	
に対する審査(同法第8条第	及び建築設備に係る部分が含まれ	
2項において準用する場合を	ては当該建築設備一基につき建築	基準法関係第
含む。)	2項に定める額を加算した額	
6 長期優良住宅普及促進法第		2,400円
9条第1項又は第3項の規定		
による譲受人を決定した場合		
における変更の認定の申請に		
対する審査		
7 長期優良住宅普及促進法第		2,400円
10条の規定による地位の承継		
の承認の申請に対する審査		
8 長期優良住宅普及促進法第		160,000円
18条第1項の規定による容積		

率の特例許可の申請に対する

審査

附則

この条例は、令和5年1月1日から施行する。ただし、別表第5号都市整備部関係長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係の表の改正規定は、令和4年10月1日から施行する。

新潟県柏崎市手数料条例(平成11年12月16日条例第32号)

名称				改正後				改正前		
1   財務 前関係	別表	(第2	2条関係)			別表	(第2条関係)			
(本) 本義 (大)	(1		才務部関係			(1)				
(略) (	<u> </u>		事務	名称	手数料の額		事務	名称	手数料の額	
所得に関する証明   所得に関する証   300円   1	<u> </u>	(器)					(略)			
Hi	1		<b>斤得に関する証明</b>	所得に関する証	300日			所得に関する証明手数	300日	
(日)				明手数料	(多機能端末機 (コ			桑		
(株式機)と電気通信回線で接続された 間回線で接続された という。以下同 下月生活部関係   (株式 地)の (地) をいう。以下同 下月生活部関係   (株式 ) (地) (地) (地) (地) (地) (地) (地) (地) (地) (地										
第十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二										
信回線で接続された   信回線で接続された   200円   20					電子計算機と電気通					
協議機であって、当 をいう。以下同 下民生活部関係   (PR)   (PR)     市民生活部関係   200円)   (PR)   (PR)     市民生活部関係   200円)   (PR)   (PR)     市民生活部関係   (PR)   (PR)     (PR)   (PR)   (PR)					信回線で接続された					
成業を発行するもの を からっては、200円)   でよる交付に をいう。以下同 と。)による交付に あっては、200円)   (B)										
6) 連携書を発行す   2 機能を有するもの   (略)   (本) う。以下同   (本) たよる交付に   (本) たよる交付に   (本) たよる交付に   (本) たよる交付に   (本) たよる交付に   (本) たよる交付に   (本) たまる交付に   (本) たまる交付に   (本) たまるを付い   (本) たまるを付い   (本) たまるを付い   (本) たまるを付い   (本) 上まるを付い   (本) 上まるを付い   (本) 上まるとは   (本) 上まるの方い   (本) 上まるの方い   (本) 上まるの方い   (本) 上まるの方い   (本) 上まるの方い   (本) 上まるの方い   (本) 上まるの方は					該端末機の操作によ					
大学 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (					り証明書等を発行す					
格)   という。以下同したる交付にあっては、200円り   (略)   (略)   (略)   (略)   (職)   (職) <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>る機能を有するもの</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>					る機能を有するもの					
高クイは、200円)   に。)による交付に あっては、200円)   (略)   (個)   (日本社報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報					をいう。以下同					
高点をはいます。   本のでは、200円)   (略)   (略)   (略)   (日本活的関係   (日本活的関係   (日本活的関係   (日本活的関係   (日本活的関係   (日本活的関係   (日本活的関係   (日本活的関係   (日本 事務)   (日本 日本 日										
62) 市民生活部関係     市民生活部関係   (2) 市民生活部関係     (2) 市民生活部関係     (2) 市民生活部関係     (2) 市民生活部関係     (2) 市民生活部関係     (2) 市民生活部関係     (200円)     (200円)     (200円)     (200円)     の規定に基づく住民票の   (200円)     (200円) <th colspan<="" td=""><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></th>	<td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>									
市民生活部関係   4条称   手数料の額   (2) 市民生活部関係   名称     協工基本台帳法第12条第 (民票の写しの (文機能端末機によりですのえります。第20月)   (B)   (B)   (A)     1項、第12条の3第1   交付手数料   (多機能端末機によりまなの3第1項、第 数料   (A)     項スは第12条の4第1項   (A)   (A)     の規定に基づく住民票の   (A)   (A)     の規定に基づく住民票の   (A)     (B)   (A)     (B)   (B)     (B)<		(略)					(略)			
事務   名称   事数料の額   (略)     住民基本台帳法第12条第   住民票の写しの 文付手数料   300円 る交付にあっては、 (第2項若しくは第8   300円 (第2項若しくは第8   300円 (第2項若しくは第8項及は第 (200円)   300円 (200円)   300円 (200円)   300円 (200円)   4 <td< td=""><td>3)</td><td></td><td>5 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1</td><td></td><td></td><td>(2)</td><td></td><td></td><td></td></td<>	3)		5 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			(2)				
住民基本台帳法第12条第 住民票の写しの300円300円3 住民基本台帳法第12条第11項、第12条の3第1交付手数料(多機能端末機によ)項、第12条の3第1項、第 項、第2項若しくは第8項又は第6項又は第1項項又は第12条の4第1項200円)12条の4第1項の規定に基づく住民票のの規定に基づく住民票の			事務	名称	手数料の額		事務	名称	手数料の額	
住民基本台帳法第12条第(全機能端末機によりです。)(金機能端末機によりです。)(金機能端末機によりです。)(金機能端末機によりです。)(金機能端末機によりです。)(金機能端末機によりです。)(金機能端末機によりです。)(金機能端末機によりです。)(金機能端末機によりです。)(金機能端末機によりです。)(金機能端末機によりです。)(金属能は、第12条の3第1項、第1項、第12条の4第1項の規定に基づく住民票の何及は第12条の4第1項(200円)(200円)(金属能はに基づく住民票の写しの交付。)		(略)				)	(略)			
交付手数料(多機能端末機によ)項、第12条の3第1項、第 200円)200円)200円)12条の4第1項の規定に基づく住民票の写しの交付			E民基本台帳法第12条第	住民票の写しの	300日				300日	
る交付にあっては、 200円)			- 項、第12条の3第1	交付手数料	(多機能端末機によ			5 数料		
200円)		門	頁、第2項若しくは第8		る交付にあっては、		2項若しくは第8項又は第	int		
		門	頁又は第12条の4第1項		200円)		12条の4第1項の規定に基	1.1/1		
		9	)規定に基づく住民票の				づく住民票の写しの交付			

					1						長	窟	豐	燅	1										1			1
		300日									全体の戸数に)	基準額を当該	以下「同時申	(100 円未満の端数	$\overline{}$	基準額	13,100 円	24,800 円		37, 500 円	E	59, I00 H	91,700 円		137,200 円	E 001	779, 900 LJ	289,300 円
改正前		買の規 印鑑登録証明書交付手	E明書 数料						に関する法律関係	手数料	次の表の左欄に掲げる建築物全体の戸数に応	し、それぞれ同表の右欄に掲げる基準額を当該認	定の申請が同時になされた住戸(以下「同時申請	戸」という。)の数で除した額 (10	があるときは、これを切り捨てる。	建築物全体の戸数	. `	(2) 戸数の合計が1戸を超え	5戸以内のもの	(3) 戸数の合計が5戸を超え	10 戸以内のもの = ※5 へきご ***	(4) 万数の合計が 10 万を超え 25 戸以内のもの	(5) 戸数の合計が25戸を超え	20	(6) 戸数の合計が50戸を超え	100 戸以内のもの (7) 三巻の 4割3 100 三光の 13 100 三光の 13 100 三光 100 三光 100 三光 加入 100 三光 100 三元	(4) ア教ジロニが100万名超ん200 戸以内のもの	(8) 戸数の合計が200 戸を超え
	(器)	18 印鑑条例第7条第3項の規	定に基づく印鑑登録証明書	の交付		(略)	(3)・(4) (略)	但枕符別堉直宏為徐 (哈) 建築基準法関係 (略)	普及	以为	1 長期優良住宅の普及の促進	に関する法律(平成20年法律	第87号。以下「長期優良住宅	普及促進法」という。) 第5条	第1項、第2項又は第3項の	規定による新築の認定の申請	に対する審査											
		300円	۲٦ ٦٩	46			i				数に応		Ymr/	0 田	日 0		田 0		田 0	[	工 0	田 0	,	田 0		田 0	田 0	
		3.	皆端末機に、	こあっては							全体の戸漢	基準額	賽凍觀	13,100 円	24,800 円		37, 500 円		$59,100 \; \text{H}$	i	91, 700 円	月37. 200 田	î	229,500 円		289,300 円	327,800 円	
			(多機能端)	る交付にあ	200円)					手数料	る建築物	に掲げる	数	のもの	ョを超え		ョを超え		戸を超え	<u>.</u>	ュを超え	戸を超ぶ	)	戸を超え		戸を超え	戸を超え	
		印鑑条例第7条第3項の   印鑑登録証明書	交付手数料						長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係	#	次の表の左欄に掲げる建築物全体の戸数に応	じ、それぞれ同表の右欄に掲げる基準額	建築物全体の戸数	戸数の合計が1戸のもの			戸数の合計が5戸を超え	10 戸以内のもの	戸数の合計が 10 戸を超え - 二光七のよ	25 戸以内のもの 二端 - 含計 3	戸数の合計が 25 戸を超え 			(7) 戸数の合計が100戸を超え	200 戸以内のもの	) 戸数の合計が200 戸を超え 300 戸戸内のまの	(9) 戸数の合計が300 戸を超え	るもの
改正後		印鑑	規定に基づく印鑑登録証   交を						関する		次の	w.		(1)	(2)	5	(3)	_	<del>4</del>	· 1	(2)	(9)	)	(2	Į	$\widehat{\infty}$	9,	

	327, 800 円	げる建築物全体の戸数に応 5欄に掲げる基準額を同時申(100円±渉の出券がなった)	こがあるだら	基準額 18,400 円	34,600 円	53,700 円	86,100 円	134, 900 円	203,200 円	341,700 円	431,300 円	489,000 円	全体の戸数に応	基準額	去年額 24,800 円	E	37, 500 円	59, 100 円
改正前	300 戸以内のもの (9) 戸数の合計が300戸を超え るもの	次の表の左欄に掲げる建築物全体の戸数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる基準額を同時申 # 100 四主港の出券がまるし	ヨアシ数、环した徴(IOU 口不順きは、これを切り捨てる。)	建築物全体の戸数 (1) 戸数の合計が1戸のもの	5	(3) 戸数の合計が5戸を超え 10戸以内のもの	(4) 戸数の合計が 10 戸を超え 25 戸以内のもの	(5) 戸数の合計が 25 戸を超え 50 戸以内のもの	(6) 戸数の合計が50戸を超え 100戸以内のもの	(7) 戸数の合計が100戸を超え 200戸以内のもの	(8) 戸数の合計が200戸を超え 300 戸以内のもの	(9) 戸数の合計が300戸を超え るもの	1 + /	じ、それぞれ同表の右欄に掲げる基準額   ・ **********************************	<ul><li>■架物宝体の万数</li><li>(1) 戸数の合計が1戸を超え</li></ul>	5	<ul><li>(2) 戸数の合計か5戸を超え</li><li>10戸以内のもの</li></ul>	(3) 戸数の合計が 10 戸を超え 25 戸以内のもの
		2 長期優良住宅普及促進法第 5条第1項、第2項又は第3 西の田会による地密のは許額	死にによる指案人は以業 築時に同法第5条第1	項、第2項又は第3項の規定 による認定を受けていない住	宅に限る。)の認定の申請に対 する審査								3 長期優良住宅普及促進法第	5 条第 4 項又は第 5 項の規定 :	による区グ別有住もに係る刺 築の認定の申請に対する審査			
		と体の戸数に応 基準額 ***********************************	毎年銀 18,400 円	34,600 円	53,700 円	86,100 円	134,900 円	203,200 円	341,700 円	431,300 円	489,000 円		全体の戸数に応	5 基準額 + *** # ***	岳 (5,500 円	12,400 円	18,700 用	29,500 円
改正後		次の表の左欄に掲げる建築物全体の   じ、それぞれ同表の右欄に掲げる基準額   一 事等加る体の言業	産業物主体の万数 戸数の合計が1戸のもの	<ul><li>(2) 戸数の合計が1戸を超え 5戸以内のもの</li></ul>	(3) 戸数の合計が5戸を超え 10戸以内のもの	(4) 戸数の合計が 10 戸を超え 25 戸以内のもの	(5) 戸数の合計が 25 戸を超え 50 戸以内のもの	(6) 戸数の合計が50戸を超え 100戸以内のもの	(7) 戸数の合計が100戸を超え 200戸以内のもの	(8) 戸数の合計が200戸を超え 300 戸以内のもの	<ul><li>(9) 戸数の合計が300戸を超え るもの</li></ul>		の表の左欄に掲げる建築権	こ掲げ	<ul><li>単業物軍体の万数</li><li>(1) 戸数の合計が1戸のもの</li></ul>		5 戸以内のもの (3) 戸数の合計が5 戸を超え	10 戸以内のもの   (4) 戸数の合計が 10 戸を超え
		長期優良住宅普及促進法第 5条第1項から第7項までの 出会によるた宏 ( 独強な) よ	ぬたによる田七(刺染れしようとするものを除く。)の認定	の申請に対する審査									1		(刺梁時に同広形3系形1項  から第4項までの規定による	認定を受けた住宅に限る。)の	認定の甲請に対する番鱼 	

改正前	(4) 戸数の合計が 25 戸を超え 91,700 円 この 三四 中の まの	50 戸以内のもの (5) 戸数の合計が 50 戸を超え 137,200 円	100 戸以内のもの (6) 戸数の合計が100 戸を超え 229,500 円		) 数シロボーション とたん 300 戸以内のもの	(8) 戸数の合計が300戸を超え 327,800円	2もの	原催法第 次の表の左欄に掲げる建築物全体の戸数に応	೨	に係る増     建築物全体の戸数     基準額	(1) 戸数の合計が1戸を超え   34,600円	5戸以内のもの	いない住 (2) 戸数の合計が5戸を超え 53,700円 ===================================	(3)		(4) 戸数の合計が 25 戸を超え 134,900 円	50 戸以内のもの 三巻の人引ぶ 12 三巻の人	(5) 万数(2)合計(3) 万名超え Z03, Z00 円100 回じ内のよの	(6) 戸数の合計が100戸を超え 341,700 円		(7) 戸数の合計が200戸を超え 431,300円	300 戸以内のもの	[[ -	5 to 0	促進法第 次の表の左欄に掲げる建築物全体の戸数に応よる変更 じ、それぞれ同表の右欄に掲げる基準額を同時申5条第1 請戸の数で除した額(100円未満の端数があると頃の規定 きは、これを切り捨てる。)
	E coo	45, 800 円	68,600 円	114,700 円	144,600 円		163,900 円	<u> </u>		基準額 による区分所有住宅に係る増	9,200円	17,300円   5条第4項又は第5項の規定	による認定を受けていない任 26.800 円 をご隔え )の認定の由籍に対		43,000 円		67, 400 円	101.600 田		170,800 円		215,600 円	E	244, 500 H	1数申出に係る5 長期優良住宅普及促進法第 8条第1項の規定による変更 (新築時に同法第5条第1 (新業時に同法第5条第1 (新業地法関係第
改正後	25 戸以内のもの ニュ ポーニー 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12	戸数の合計が 25 50 戸以内のもの	(6) 戸数の合計が 50 戸を超え 100 戸以内のもの	(7) 戸数の合計が100戸を超え 200 戸以内のよの	(8) 戸数の合計が200戸を超え	300 戸以内のもの	<ul><li>(9) 戸数の合計が300戸を超えるもの</li></ul>	次の表の左欄に掲げる建築物全体の戸数に応	じ、それぞれ同表の右欄に掲げる基準額	建築物全体の戸数	. `		5 戸以内のもの (3) 戸数の合計が 5 戸を超え	10 戸以内のもの	(4) 戸数の合計が10 戸を超え	25 戸以内のもの	(5) 戸数の合計が 25 戸を超え 50 戸10 中の合計が 50 戸20 中20 中20 中20 中20 中20 中20 中20 中20 中20 中	50 厂 次付300 B 50	100 戸以内のもの	(7) 戸数の合計が100戸を超え	200 戸以内のもの	(8) 戸数の合計が200戸を超え	300 戸以内のもの 三巻の / 訓3,866 三ヶ村	(9) 月级の合計か300月を超えるもの	前4項の規定による手数料に当該申出に係る建築物ごとに建築基準法関係第1項に定める額及び建築設備に係る部分が含まれる場合においては当該建築設備一基につき建築基準法関係第
					_			長期優良住宅普及促進法第	条第1項の規定による変更	(新築時に同法第5条第1項	から第4項までの規定による	認定を受けた住宅を除く。)の													長期優良住宅普及促進法第 6条第2項の規定による申出 に対する審査(同法第8条第 2項において準用する場合を

	基準額	6,500 円	12,400 円		18,700 円		29,500 円		45,800 円		68,600 円		114,700 円		144,600 円		163,900 円		全体の戸数に応	基準額を同時申	の端数があると		<b>北米</b>	母牛似	9,200 円	17,300 円		26,800 円		43,000 円		67,400 円		101,600 円	170,800 円
改正前	建築物全体の戸数	(1) 戸数の合計が1戸のもの	(2) 戸数の合計が1戸を超え	5戸以内のもの	(3) 戸数の合計が5戸を超え	10 戸以内のもの	(4) 戸数の合計が10 戸を超え	25 戸以内のもの	(5) 戸数の合計が 25 戸を超え	50 戸以内のもの	(6) 戸数の合計が50戸を超え	100 戸以内のもの	(7) 戸数の合計が100戸を超え	200 戸以内のもの	(8) 戸数の合計が200戸を超え	300 戸以内のもの	(9) 戸数の合計が300戸を超え	るもの	次の表の左欄に掲げる建築物全体の戸数に応	じ、それぞれ同表の右欄に掲げる基準額を同時申	請戸の数で除した額(100 円未満の端数があると	まけ トセグロロ巻アス)		ľ	Ì	(2) 戸数の合計が1戸を超え	5戸以内のもの	(3) 戸数の合計が5戸を超え	10 戸以内のもの	(4) 戸数の合計が 10 戸を超え	25 戸以内のもの	(5) 戸数の合計が 25 戸を超え	50 戸以内のもの	(6) 戸数の合計が 50 戸を超え 100 戸13内のまの	(7) 戸数の合計が100戸を超え
	による認定を受けた住宅に限	る。)の認定の申請に対する審	南																6 長期優良住宅普及促進法第	$\infty$	(増築又は改築時に同法第5	<b>季節1項 第9項マけ第3項</b>	大学エダンツコダ人は光りズクログラーク目的ファイジの方面を	2名というでは、1411111111111111111111111111111111111	毛に限る。)の認定の甲請に対	する審査									
																			E	,															
																			2,400 円	ì															
	,た額																																		
	を加算し																																		
後	2項に定める額を加算した額																																		
改正後	2項に定																																		
																			長期優良住宅普及促進法第	9条第1項又は第3項の規定	による譲受人を決定した場合	いたける郊軍の数定の由書に	タインほんと下語で、												
	含む。)																		6 長期億		による語	アキボイ	ないとうなながれてまれ	歩のイン											

改正前	215,600 円 244,500 円	基準額 基準額 基準額 12,400 円 18,700 円 45,800 円 68,600 円 114,700 円 114,600 円 163,900 円	全体の戸数に応 基準額 17,300 円 26,800 円 43,000 円 67,400 円
	200 戸以内のもの (8) 戸数の合計が200戸を超え 300 戸以内のもの (9) 戸数の合計が300戸を超え るもの	次の表の左欄に掲げる建築物全体の戸数に応 建築物全体の戸数 基準額 (1) 戸数の合計が1戸を超え 12,400 円 5戸以内のもの 18,700 円 10戸以内のもの 25戸以内のもの (3) 戸数の合計が5戸を超え 29,500 円 50戸以内のもの 45,800 円 50戸以内のもの 68,600 円 50戸以内のもの 68,600 円 (5) 戸数の合計が50戸を超え 68,600 円 50戸以内のもの 77) 戸数の合計が50戸を超え 114,700 円 200戸以内のもの (6) 戸数の合計が100戸を超え 114,700 円 200戸以内のもの (7) 戸数の合計が100戸を超え 114,600 円 200戸以内のもの (8) 戸数の合計が200戸を超え 114,600 円 300戸以内のもの (7) 戸数の合計が300戸を超え 163,900 円 5との	次の表の左欄に掲げる建築物全体の戸数に応 に、それぞれ同表の右欄に掲げる基準額 建築物全体の戸数 基準額 (1) 戸数の合計が1戸を超え 17,300 円 5戸以内のもの (2) 戸数の合計が5戸を超え 26,800 円 10 戸以内のもの (3) 戸数の合計が 10 戸を超え 43,000 円 25 戸以内のもの (4) 戸数の合計が 25 戸を超え 67,400 円
		7 長期優良任宅普及促進法第 8条第1項の規定による変更 (新築時に同法第5条第4項 又は第5項の規定による区分 所有任宅に係る認定を受けた 任宅に限り、第9条第3項の 規定による申請に係るものを 除く。)の認定の申請に対する 審査	8 長期優良住宅普及促進法第 8条第1項の規定による変更 (増築又は改築時に同法第5 条第4項又は第5項の規定に よる区分所有住宅に係る認定 を受けた住宅に限り、第9条 第3項の規定による申請に係 るものを除く。)の認定の申請 に対する審査
		2, 400 田	田 00
改正後			(及促進法第 による容積 請に対する
		7 長期優良住宅普及促進法第10条の規定による地位の承継の承認の申請に対する審査	8 長期優良住宅普及促進法第 18条第1項の規定による容積 率の特例許可の申請に対する 審査

																											,
改正前	50 戸以内のもの 三米の人割ぶ 52 戸光加え	(5) 尸数の音計か 50 尸を超え 101,600 円 100 戸以内のもの	(6) 戸数の合計が100戸を超え 170,800 円	200 月以内のもの (7) 百巻の合計が200 百を招き 215 600 田	/ 然い日間 2007 と短れ 2103 500 万以内のもの	(8) 戸数の合計が300戸を超え 244,500円	るもの	前8項の規定による手数料に当該申出に係る	建築物ごとに建築基準法関係第1項に定める額	及び建築設備に係る部分が含まれる場合におい	ては当該建築設備一基につき建築基準法関係第	3項に定める額を加算した額	2,400 円					2,400 円					160,000 円				
								9 長期優良住宅普及促進法第	6条第2項の規定による申出	に対する審査 (同法第8条第	2項において準用する場合を	含む。)	10 長期優良住宅普及促進法第	9条第1項又は第3項の規定	による譲受人を決定した場合	における変更の認定の申請に	対する審査	11 長期優良住宅普及促進法第	10条の規定による長期優良住	宅建築等計画の認定を受けた	地位の承継の承認の申請に対	する審査	12 長期優良住宅普及促進法第	18 条第1項の規定による容	積率の特例許可の申請に対す	る審査	
改正後																											